

令和7年第4回定例会議案一覧

市長提出追加議案

(令和7年9月22日提出 6件)

議案番号	件名	提案理由・要旨	議決月日	議決番号	議決結果
第73号追加議案	令和6年度本庄市一般会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 35,767,730,421円 歳出決算額 33,173,333,777円	11月26日	第82号	原案認定
第74号追加議案	令和6年度本庄市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 7,948,068,139円 歳出決算額 7,797,372,259円	11月26日	第83号	原案認定
第75号追加議案	令和6年度本庄市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 6,654,269,942円 歳出決算額 6,589,646,058円	11月26日	第84号	原案認定
第76号追加議案	令和6年度本庄市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 1,124,224,501円 歳出決算額 1,123,385,252円	11月26日	第85号	原案認定
第77号追加議案	令和6年度本庄市水道事業会計の利益の処分及び決算認定について	収益的収入決算額 1,570,460,831円 収益的支出決算額 1,545,604,288円 資本的収入決算額 357,809,603円 資本的支出決算額 1,000,069,594円	11月26日	第86号	原案可決及び認定

第78号追加議案	令和6年度本庄市下水道事業会計の利益の処分及び決算認定について	収益的収入決算額 2, 146, 841, 812円 収益的支出決算額 2, 030, 086, 926円 資本的収入決算額 1, 327, 241, 082円 資本的支出決算額 1, 723, 886, 711円	11月26日	第87号	原案可決及び認定
----------	---------------------------------	--	--------	------	----------

市長提出議案
(令和7年11月26日提出 16件)

議案番号	件名	提案理由・要旨	議決月日	議決番号	議決結果
第79号議案	本庄市職員定数条例の一部を改正する条例	市長及び教育委員会の事務部局の職員定数の見直し等をしたいので、この案を提出するものである。	12月22日	第88号	原案可決
第80号議案	本庄市健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例	本庄市健康づくり推進協議会及び本庄市健康づくり推進総合計画審議会を統合したいので、この案を提出するものである。	12月22日	第97号	原案可決
第81号議案	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。	12月22日	第98号	原案可決
第82号議案	本庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。	12月22日	第99号	原案可決
第83号議案	本庄市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	本庄駅南口自転車駐車場地階の利用時間を変更するとともに、2階及び地階の定期利用の使用料に学生割引を導入したいので、この案を提出するものである。	12月22日	第89号	原案可決
第84号議案	指定管理者の指定について	本庄市観光農業センターの管理に関し、特定非営利活動法人ネットワークひがしこだいらを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。	12月22日	第90号	原案可決
第85号議案	指定管理者の指定について	本庄市北地域の都市公園及び体育施設の管理に関し、本庄市環境緑の会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。	12月22日	第91号	原案可決

第86号議案	指定管理者の指定について	本庄市中央地域の都市公園及び体育施設の管理に 関し、清香園・東京ドームスポーツ共同体を指定管理 者として指定したいので、地方自治法第244条の 2第6項の規定により、この案を提出するものである。	12月22日	第92号	原案可決
第87号議案	指定管理者の指定について	本庄市南地域の都市公園及び体育施設の管理に 関し、清香園・東京ドームスポーツ共同体を指定管理 者として指定したいので、地方自治法第244条の2第 6項の規定により、この案を提出するものである。	12月22日	第93号	原案可決
第88号議案	市道路線の廃止について	市道第9043号線 一級河川女堀川の河川改修に伴 い廃止する。 以上1件について、この案を提出するものである。	12月22日	第94号	原案可決
第89号議案	令和7年度本庄市一般会計補正予算（第6号）	補正予算額 1,453,795,000円 総額 35,860,169,000円 繰越明許費の補正 債務負担行為の補正	12月22日	第103号	原案可決
第90号議案	令和7年度本庄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	補正予算額 61,910,000円 総額 8,065,786,000円 債務負担行為の補正	12月22日	第100号	原案可決
第91号議案	令和7年度本庄市介護保険特別会計補正予算（第2号）	補正予算額 68,325,000円 総額 6,969,420,000円 債務負担行為の補正	12月22日	第101号	原案可決
第92号議案	令和7年度本庄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	補正予算額 161,370,000円 総額 1,377,099,000円 債務負担行為	12月22日	第102号	原案可決
第93号議案	令和7年度本庄市水道事業会計補正予算（第3号）	収益的支出補正予定額 △33,846,000円 総額 1,853,582,000円 資本的支出補正予定額 41,712,000円 総額 1,823,544,000円 債務負担行為	12月22日	第95号	原案可決
第94号議案	令和7年度本庄市下水道事業会計補正予算（第3号）	債務負担行為	12月22日	第96号	原案可決

市長提出追加議案
(令和7年12月22日提出 8件)

議案番号	件 名	提案理由・要旨	議決月日	議決番号	議決結果
第95号追加議案	本庄市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与を改定したいので、この案を提出するものである。	12月22日	第104号	原案可決
第96号追加議案	本庄市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	市議会の議員の期末手当を改定したいので、この案を提出するものである。	12月22日	第105号	原案可決
第97号追加議案	本庄市の市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	市長、副市長及び教育長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものである。	12月22日	第106号	原案可決
第98号追加議案	令和7年度本庄市一般会計補正予算（第7号）	補正予算額 412,796,000円 総額 36,272,965,000円 繰越明許費の補正	12月22日	第107号	原案可決
第99号追加議案	令和7年度本庄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	補正予算額 5,131,000円 総額 8,070,917,000円	12月22日	第108号	原案可決
第100号追加議案	令和7年度本庄市介護保険特別会計補正予算（第3号）	補正予算額 5,952,000円 総額 6,975,372,000円	12月22日	第109号	原案可決

第 101 号 追 加 議 案	令和7年度本庄市水道事業会計補正予算（第4号）	収益的支出補正予定額 3,750,000円 総額 1,857,332,000円 資本的支出補正予定額 547,000円 総額 1,824,091,000円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 債務負担行為	12月22日	第 110 号	原 案 可 決
第 102 号 追 加 議 案	令和7年度本庄市下水道事業会計補正予算（第4号）	収益的収入補正予定額 506,000円 総額 2,186,074,000円 収益的支出補正予定額 2,449,000円 総額 2,168,213,000円 資本的支出補正予定額 1,411,000円 総額 1,521,521,000円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 他会計からの補助金	12月22日	第 111 号	原 案 可 決

議員提出議案

(令和7年12月22日提出 2件)

議 案 番 号	件 名	提案理由・要旨	議 決 月 日	議 決 番 号	議 決 結 果
議 第 4 号 議 案	本庄市議會議員政治倫理条例の一部を改正する条例	本庄市議會議員の団体等の代表の就任に関する遵守事項を追加したいので、この案を提出するものである。	12月22日	第 112 号	原 案 可 決

議 第 5 号 議 案	<p>適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書</p>	<p>2023年10月に導入された適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、取引が打切られることなども懸念されていた。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納税が義務づけられるため、税負担と事務負担が生じることになった。</p> <p>制度導入から2年が経過し、小規模事業者などからは、減収や税負担の増加によって経営状況が悪化したとの声や、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの声も上がっており、事業活動への影響は看過できない。</p> <p>また、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めができる状況ではない。</p> <p>インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や県内の経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策である。</p> <p>よって、国においては、事業者に過度な負担を与えるインボイス制度を早急に廃止することを強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>	12 月 22 日	原 案 可 決 第 113 号
----------------------------	--------------------------------------	---	--------------------	---------------------------------------